

研究へのご協力をお願い

研究課題

「法医剖検例における血中アミノ酸、ビタミン及び微量元素測定の新法による死因推定への有用性に関する研究」

研究対象

2015年4月1日から2029年12月31日までの期間に杏林大学で法医解剖（司法解剖、新法解剖、承諾解剖）を受けられたご遺体。

研究内容

法医解剖において、餓死、低栄養、アルコール性疾患などの死因診断はこれまでご遺体の状態や周囲の状況から推測することが多く、客観的な指標が十分とは言えませんでした。そこで、栄養状態を数値化・定量化することによって科学的根拠に基づいた死因究明が可能となります。特に、死亡後の体は時間とともに変化してしまうため、生前の健康状態を正確に反映する指標は未だ確立されていません。本研究はこうした死後の変化を考慮した法医学独自のバイオマーカーを同定するものであり、ご遺体から採取した血液検体を用いた生化学検査の信頼性を高めることを目的としています。

2015年4月以降に、当教室で実施された法医剖検例のうちアルコール性肝障害、虚血性心疾患または飢餓状態を死因と判断した事例と、比較対照群として、明らかな病気を持っていない外傷死の事例を選定します。本研究は、法医剖検例における血中の遊離アミノ酸、ビタミン及び微量元素の測定が死因の診断や病態評価において診断的価値を有するかを検討します。

研究の方法について

研究期間に解剖されたご遺体の血液を使用します。研究期間は、2030年3月31日までとし、事例数は200例を予定しています。2015年4月1日から保存されている血液も併せて使用し、遊離アミノ酸、ビタミン、微量元素、及び3-ヒドロキシ酪酸を測定し、各群間の比較を行います。

保存血は、将来に他の研究に使用される可能性があります。

研究への参加の撤回の自由について

司法解剖は、捜査の一環として行われるため、ご遺族と解剖の担当者が接触することはありません。そのため、ご遺族から同意を頂く事ができませんが、ご遺族の意志でいつでも本研究への協力を拒否することが出来ます。その場合、同意撤回書をご送付いたしますので、下記の研究に関する窓口までお問い合わせ下さい。そのことにより不利益を被ることは一切ありません。

プライバシーの保護について

この研究で得られた結果は、学会や医学雑誌等に発表されることがありますが、個人情報などのプライバシーに関するものが公表されることは一切ありません。また、司法解剖の鑑定内容や裁判に影響を与えることも一切ありません。

資金源等について

研究は、杏林大学の講座研究費で実施するものです。この研究に関して費用の負担は生じません。また、謝金はありません。

研究に関する窓口

杏林大学 医学部 法医学

研究責任者氏名：	武市 敏明	職名：助教	
分担者氏名	：	北村 修	職名：教授
	高篠 智	職名：講師	
	山田 真嗣	職名：非常勤講師	

相談窓口：研究実施教室の連絡先

メールフォーム：<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/user/medicine/legalmed/contact/>

電話：0422-47-5511（代表） 内線：23433